

労働安全衛生法の改正により、令和4年1月2日以降、一定の高さを超える高所作業の場合、従来の安全帯（胴ベルト型）は使用できなくなり、新規格品（ハーネス型）の使用が義務付けられています。また、新規格品（ハーネス型）を使用する高所作業従事者には、事前の法定特別教育の受講が義務付けられています。

**本講習会は、当支部が事業者に代わり実施する法定教育です。  
講習会修了者には、終了証を発行します。**

## ＜対象者＞

### 電気工事等で高所作業に従事される方

（適用範囲は、右のイラストを参照してください。）

特別教育を受講されていない方が、該当業務を行うと法令違反となりますので、ご注意ください。



労働安全衛生規則の改正で、高さが2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に従事する場合は、特別教育を受講する必要があります。（労働安全衛生規則第36条）

## 【実施例】

| 内 容  | 時 間    | 備 考      |
|--|--------|----------|
| ○作業に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業に用いる設備の種類、構造および取扱い方法</li> <li>作業に用いる設備の点検および整備の方法</li> <li>作業の方法</li> </ul>   | 1 時間   |          |
| ○墜落制止用器具に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落制止用器具のフルハーネスおよびランヤードの種類および構造</li> <li>墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法</li> <li>墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法および選定方法</li> <li>墜落制止用器具の点検および整備の方法</li> <li>墜落制止用器具の関連器具の使用方法</li> </ul> | 2 時間   |          |
| ○労働災害の防止に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落による労働災害の防止のための措置</li> <li>落下物による危険防止のための措置</li> <li>感電防止のための措置</li> <li>保護帽の使用法および保守点検の方法</li> <li>事故発生時の措置</li> <li>その他作業に伴う災害およびその防止方法</li> </ul>                      | 1 時間   | <br><br> |
| ○関係法令 <ul style="list-style-type: none"> <li>安衛法、安衛令および安衛則中の関係条項</li> </ul>  | 0.5 時間 |          |
| ○墜落制止用器具の使用法（実技科目） <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落制止用器具のフルハーネスの装着方法ほか</li> </ul>   | 1.5 時間 |          |

（注1）安全衛生特別教育規程に基づいています。（注2）内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヶ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>